

ソ 注記表

I. 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準
 - ・満期保有目的債権
- 2 たな卸資産の評価基準
 - ・貯蔵品 原価法
- 3 有形固定資産の減価償却の方法
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、水道メーターについては取替法）
 - ・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	5～80年
機械及び装置	15～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～20年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、職員の退職手当に係る取り扱いに関する取り決めにに基づき、一般会計がその全額を負担することと変更したため、退職給付引当金は計上していない。
 - (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。
- 5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等に関する注記

- 1 引当金の取崩し
 - (1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

平成29年度において、期末手当、勤勉手当及びこれに係る法定福利費を支給するため、賞与引当金9,845,188円及び法定福利費引当金1,843,483円を取り崩している。
 - (2) 貸倒引当金の取崩し

平成29年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金801,451円を取り崩している。

2 前受金の計上

工事負担金として受け取った額のうち、翌年度への繰越工事に係る額を計上している。

3 長期貸付金の計上

下水道事業会計に対する額を計上している。

Ⅲ. その他の注記

1 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられた15,800千円については、引き続き従前の例により取り崩すこととする。